

新潟小学校 いじめ防止基本方針

1 「いじめ」に対する基本理念

いじめは、どの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域との信頼関係を構築し、いじめのない学校づくりに向けて、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に全教職員で取り組んでいく。

そして、すべての児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを児童にしっかりと認識させるとともに、お互いのよさや個性・価値観の違いを認め合い、自己や他者を尊重する豊かな心を育む教育活動を推進する。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第二条＞

3 「いじめ」の積極的認知

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることがある。また、いじめられている児童は、自分がいじめられていても、訴えることでさらに悪化するのではと不安になるなど、いじめられている事実を言わないことがある。

その結果、いじめられている児童は精神的に追い詰められ、心に深い傷を負うとともに、かけがえない命さえも失われる場合がある。また、いじめの発見が遅れると、行為がエスカレートしたり、関わる児童が拡大して関係が複雑化したりする。

何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることに注意を払い、たとえ些細な兆候であってもいじめにつながるのではないかと疑いをもち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、解決を図っていく。

4 「いじめ」に対する未然防止

児童一人一人が認められ、いじめを生まない人間関係・学校風土をつくる。

- いじめを決して許さない心を育てる。
- 自他の生命を大切にする心を育てる。
- 人の痛みを感じる心を育てる。
- 個性の違いを認める心を育てる。
- 自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- 規範意識を高める。



(1) 学級・学校内での生徒指導的配慮

- ・ いじめはいかなる理由があっても絶対に許されないという姿勢で接し、児童の人権感覚を育む。日常の学校生活の場で生じるいろいろな問題について学級全体で話し合い、一人一人の児童が正しく判断し自己実現ができるように支援する。
- ・ いじめ未然防止に向けて児童が主体的に取り組む「いじめ見逃しゼロ集会」、いじめについて考えを深める「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」の実施を通して、自分たちの学校からいじめをなくそうという意識を高められるようにする。
- ・ 日頃から児童同士の関係や動向を注意深く見守り、わずかな変化も気に留め、声を掛ける。児童と向き合い触れ合う時間を大切にする。
- ・ 「分かる授業・できる授業」の実践に努め、児童の考えを認めたり、支援したりして、自己に対する自信がもてるように配慮する。
- ・ 学級では、ペアやグループなど集団で助け合って活動する場やお互いに認め合う場を多く設定し、温かい雰囲気醸成する。
- ・ 異学年児童のつながりや理解を深める縦割り班(たんぼぼ班)活動やペア学年での活動を実施し、上学年をリーダーとした仲間づくりを促進させる。
- ・ 児童のがんばりやよい行いに積極的に目を向け、職員が積極的にカードを書いて渡したり温かい言葉掛けをしたりして、児童の自己有用感を高める。(たんぼぼにここカード)

(2) 道徳教育の充実

- ・ 「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を用いて、いじめを題材とした道徳授業を段階的・計画的に実施し、いじめを許さない心情や生命・人権を尊重する意識を高めたり公正・公平な態度を高めたりする。そのために、授業では多面的・多角的に話し合う機会を意図的に取り入れ、自己理解と他者理解を促す。
- ・ 教育活動全体を通して、相手の気持ちを理解し、自分の感じ方と他人の受け止め方の違いなどに気付かせて、望ましい言葉や態度について考えさせる。

(3) インターネットを介したいじめに対する対策

- ・ 携帯電話やゲーム機の通信機能による誹謗中傷など、ネット上のトラブルを防ぐために、情報モラル教育を推進する。学習参観日に親子でネットの正しい利用とマナーについて理解を深める機会を設定し、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導する。

(4) 相談体制の確立

- ・ 全校の児童に対して学級担任が個別に面談を行う「教育相談」を複数回実施する。一人一人の心に寄り添い、心配な事案については速やかに対応する。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめや悩みについて日頃から相談しやすい環境を整える。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、児童の不安や悩みに寄り添った対応を行う。

(5) 職員研修の実施

- ・ 外部講師を招聘して研修会を実施し、学級の支持的風土を高め、児童の人間関係力向上に生かす。
- ・ いじめに関係した文書や情報の収集に努め、重要な情報は随時全職員に配付し、市教育委員会発行のいじめ・不登校の初期対応ガイドブック(いじめ編)等を使って、いじめに対する共通理解を図り、全教職員による協力体制の強化を図る。

5 「いじめ」防止に関する全体計画 (別紙参照)

6 「いじめ」防止、早期発見・早期対応への指導体制

(1) 校内の組織

①『いじめ対策委員会』

- ・ いじめの予防…「いじめ防止基本方針に基づく取組について協議、実行、検証」
- ・ いじめ発生時…「いじめ対策委員会」

いじめやいじめにつながる事案が発生した際は、直ちにいじめ対応ミーティングを行い、問題解決に向けた具体的方策を検討し対応する。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事実の確認・ 指導方針、内容、手順等について検討・ 被害児童、家庭への支援・ 学級、学年児童への指導・ 必要に応じ、教育委員会や相談センター等の関係諸機関への連携要請 | <ul style="list-style-type: none">・ 加害児童、家庭への指導・ 保護者の対応、説明、協力依頼 |
|---|--|

○構成メンバー：教頭、生活指導主任、教務主任、当該児童の学年主任、担任

②『拡大いじめ対策委員会』

- ・ いじめ重大事案発生時…「拡大いじめ対策委員会」

いじめの重大事案やそれにつながる事案が発生した際は、緊急会議を開き、問題解決に向けた具体的方策を検討し、組織的に対応をする。

○構成メンバー：校長、教頭、生活指導主任、教務主任、当該児童の学年の担任、学級担任
(他、必要に応じてメンバーを追加する)

(2) 中学校区の組織

『寄居中学校区いじめ防止連絡協議会』

中学校区の学校・保護者・地域の代表者が連携し、中学校区のいじめ防止等の取組に関する協議を通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

＊小学校・中学校区で解決が困難な場合は、専門機関への相談や指導を受ける。

7 「いじめ」の早期発見のために

いじめは、どの学校、どの児童にも起こりうることを認識し、全教職員で児童の様子を見守り、小さな変化やサインを見逃さない努力をする。

(1) 情報収集

①アンケートの定期的実施

- ・『いじめアンケート』の実施（6・11・2月）

※アンケート実施後、即日担任がチェックし、複数の教職員が確認する。児童の小さなサインを見逃さないように努め、迅速に対応する。アンケートは、児童の卒業まで保管する。

②教育相談の実施

- ・6月・11月に、「いじめアンケート」実施後に全児童との教育相談を実施。
一人一人と面談を行い、困っていることや悩みを聞き取り、きめ細かな対応を図る。
(2月は、対象児童のみ)
- ・教育相談で児童から聞き取った問題事案は記録にとり、管理職に報告、複数の職員で共有、組織的に対応する。

(2) 全教職員による見取りの強化

○学級担任、入教担当者

- ・日頃からいねいに対応し、一人一人の児童を見取る。
- ・教室では誰と過ごしているか。
- ・落ち込んでいたり、急に明るくなったりしていないか。
- ・発言に対して冷やかしかややし立てはないか。グループづくりで孤立していないか。
- ・家庭のことで気になることを言っていないか。

○養護教諭

- ・来室が急に増えたり減ったりしていないか。
- ・特定の時間・曜日に来室数が増えているか。

○清掃・クラブ・プロジェクト活動担当者

- ・いつも大変な仕事を担当していないか。分担を決める時に不自然なことはないか。
- ・失敗を責められていないか。

○学年担当以外の職員

- ・登下校時に孤立していないか。休み時間や行事の行動で気になる様子はないか。

(3) 情報共有

「職員終会」

- ・1週間にあった問題事象や気に掛かることを報告し、全職員で内容対応の共通理解を図る。

8 「いじめ」を発見した場合の子どもに対する指導

(1) 「いじめ」解消への対応

いじめ問題が生じたときは、即時にいじめ対策委員会または拡大いじめ対策委員会を行い、問題解決に向けた具体的方策を検討する。詳細な事実確認を行い、適切な指導や支援を行う。

- いじめられた児童には、安全・安心を最優先し「あなたを絶対を守る」というメッセージを送る。そして、心の痛みを共感的に理解することに努め、迅速に問題解決への対応を図る。さらに、

いじめ解消に向けた継続指導と見守り、児童のよさを認め自信をもたせるような支援を行う。いじめの解消の判断は、加害行為が相当期間なく（3か月を目安とする）、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められなければならない。

- いじめた児童には、「いじめは絶対に許されない行為である」という立場のもと、自分の行為の重大さに気付かせる指導を行う。その背景にあるものには共感しつつも、被害児童の立場を十分に考えさせ、今後どのような心構えで生活し、努力すべきかをつかませる指導を行う。
- 周囲の児童に対しては、「いじめの黙認は、いじめに加担することであり、許されないことである」ことを、道徳の授業や学級活動等を通して理解させる。いじめられた児童の心の痛みに気付かせるとともに、一人一人の子どもが正義と勇気を持ち、自分の意思で行動すること、大人に相談することの大切さをしっかりと認識させる。
- 全職員の共通理解のもと、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談センター等の関係機関とも連携を取りながら対応を行う。

（2）重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる事案については、教育委員会に報告するとともに、速やかに対応を協議し、適切に対応する。いじめを受けた児童の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組むとともに、事実を解明し、いじめを受けた児童・行った児童のいずれにも、その心情に寄り添った指導を行う。

※自殺につながる可能性がある場合の対応

いじめが自殺という最悪のケースに至ることを絶対に防がなければならない。自傷行為や「死にたい」などのつぶやきがあった場合、教育委員会に報告するとともに、迅速かつ適切に対応する。また、児童に対して自尊感情を高めるとともに、命の大切さや生きる希望を伝える。

9 家庭・地域及び関係機関との連携の充実

- （1） 日頃から保護者との連絡を密にし、いじめに対する相談が気軽に行えるように、信頼関係を深める。また、保護者からの連絡に対しては、迅速かつ丁寧に対応を図る。
- （2） 学校だより、いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）などを活用して、いじめについて啓発する内容や学校の取組等を知らせ、保護者や地域に理解と協力を得る。